

洲本川水系河川整備計画懇談会 規約

(設置)

第1条 河川法第16条の2第3項及び第4項に規定する趣旨に基づき、淡路県民局長（以下「県民局長」という。）が、「洲本川水系河川整備計画懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 懇談会は、洲本川水系河川整備計画を変更するにあたり、同河川整備計画について意見を述べることを目的とする。

(検討事項)

第3条 懇談会において河川整備計画に関する以下の事項を検討する。

- ・河川整備計画の目標に関すること。
- ・河川の整備の実施に関すること。
- ・河川の維持または保全に関すること。
- ・その他関連事項について

(懇談会)

第4条 委員は、県民局長が委嘱する。

- 2 懇談会は別表に掲げる委員をもって構成する。委員の任期は令和5年3月31日とし、再任を妨げない。
- 3 懇談会は、委員総数の過半数をもって成立する。
- 4 懇談会の意思決定は出席委員の過半数をもって行うが、少数意見がある場合にはこれを付する。
- 5 流域住民代表の委員が不在の時は、当該委員があらかじめ指名する者が代理として懇談会に出席することができる。

(委員長)

第5条 懇談会には委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員を代表し懇談会の会務を総括する。
- 3 委員長が不在の時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議運営)

第6条 懇談会は、委員長が招集し会議を運営する。

- 2 会議の議長は委員長が務める。
- 3 委員長は必要に応じて、審議しようとする事項について必要と認める場合は、委員以外の専門的知識、情報等を有する者の同席を求め意見を聴くことができる。
- 4 河川管理者は、河川整備計画の素案及び審議に必要な資料を提供する。
- 5 河川管理者及び関係行政は、議事内容について委員の要請に対して発言するほか、委員長の許可を得て自ら発言することができる。

(謝 金)

第7条 委員が懇談会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅 費)

第8条 委員が懇談会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、別に定めるところにより、旅費を支給する。

(情報公開)

第9条 懇談会は原則公開とし、公開する情報及び情報公開方法は懇談会で定める。

2 県民局長は、前項で定められた内容に従って情報公開する。

(事務局)

第10条 懇談会の事務局は、淡路県民局洲本土木事務所とし、同事務所より委託を受けたコンサルタントが事務局の補助を行う。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか懇談会の運営に関して必要な事項は、委員長が懇談会に諮って定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規約は令和4年7月8日から施行する。

(規約の失効)

この規約は、委員の任期とともにその効力を失う。

